

○条例改正の新旧対照表

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

旧	新
<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 議会の活性化 (委員会の充実)</p> <p>第 26 条 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議会は、委員間討議を常任委員会での<u>集中審議</u>の中で行います。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 政務活動費 (政務活動費の執行等)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p><u>2 前項における収支報告書の公開については、桐生市情報公開条例(平成 27 年桐生市条例第 29 号)に基づき、公開します。</u></p>	<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 議会の活性化 (委員会の充実)</p> <p>第 26 条 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議会は、委員間討議を常任委員会での<u>審議</u>の中で行います。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 政務活動費 (政務活動費の執行等)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p><u>2 会派又は議員は、政務活動費に係る収支報告書を桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、公開します。</u></p>

桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

旧	新
<p>本則</p> <p style="text-align: center;">(収支報告書の保存及び公開)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p><u>2 前項の収支報告書の公開に関しては、桐生市情報公開条例(平成 27 年桐生市条例第 29 号)の規定によるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p style="text-align: center;">(収支報告書の保存及び公開)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p><u>2 議長は、前項の収支報告書を一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、収支報告書に桐生市情報公開条例(平成 27 年桐生市条例第 29 号)第 7 条各号に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除き閲覧に供するものとする。</u></p>